

新型コロナウイルス対応緊急資金

災害対策緊急資金（セーフティネット4号）
及び「あんしん借換資金（危機闊連枠）」

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上げが減少する等、業況が悪化している中小企業者等の皆様を支援するため、融資制度を実施しておりますので、御活用ください。

融資対象となる方	<p>◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で6ヶ月以上（セーフティネット保証4号は1年以上）継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、経営状況が悪化している方 ◆詳細は、裏面参照</p> <p>《中小企業者》 ◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方</p> <p>《組合》 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>《特定非営利活動法人》 府内に事務所を有する特定非営利活動法人</p> <p>※京都府税・京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと</p>
資金用途 融資期間等	◆運転資金、設備資金 10年以内 <原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年内の据置可>
融資利率	◆詳細は、裏面参照
融資限度額	◆詳細は、裏面参照
担保・保証人	◆保証協会の信用保証が必要 <原則、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要>
受付機関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 〔京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫〕
実施期間	◆融資制度によって実施期間が異なります。詳細は裏面参照

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。